

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 6 年12月24日

契約担当者

兵庫県立社高等学校長 中井 修

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立社高等学校 普通科教育用コンピューター賃貸借 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 令和 7 年 3 月31日（月）から令和12年 3 月30日（土）まで
※令和 7 年 3 月30日（日）までに設置のこと

(4) 納入場所

県立社高等学校 2 棟 2 階 第 2 コンピューター教室
加東市木梨 1356-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（60箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法
契約条項の閲覧	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月10日（金）まで（注2）	加東市木梨1356-1 県立社高等学校 事務室
入札説明書、 提出書類の様式 等の交付	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月10日（金）まで	加東市木梨1356-1 県立社高等学校 事務室（注3）
入札参加申込	令和6年12月24日（火）から 令和6年1月7日（火）まで（注2）	加東市木梨1356-1 県立社高等学校 事務室 持参又は送付（注4）
入札参加資格の 確認	参加申込後2日以内に電子メール送 信	申込者へ文書で通知する
仕様の確認	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月8日（水）正午まで	加東市木梨1356-1 県立社高等学校 事務室
質問書（様式任 意）の受付	令和6年12月24日（火）から 令和7年1月8日（水）正午まで	県立社高等学校事務室へFAXで送付する FAX 0795-42-2056
回答書の閲覧	令和7年1月10日（金）午後1時	入札参加者にFAXで回答する
入札、開札	令和7年1月14日（火）午前11時	加東市木梨1356-1 県立社高等学校 会議室（注5）

（注1）上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

（注2）毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（注3）アドレスは（<https://www.hyogo-c.ed.jp/~yashiro-hs/>）

（注4）郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、上記期間に必着のこと。

（注5）本件は郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については令和7年1月10日（金）午後4時30分までに、加東市木梨1356-1 県立社高等学校 事務室に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に賃貸借期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金を令和7年1月10日（金）午後3時までに納入通知書により納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納付を免除された場合を除き、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年1月21日（火））までであること。

ウ 入札者またはその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

キ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格の無い者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。